

酒類業組合（連合会、中央会）合併認可申請書の記載要領

1 この申請書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 54 条第 4 項（第 83 条）において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、酒類業組合（連合会、中央会）の合併の認可を受けようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、次の区分により提出してください。

区 分	吸収組合又は設立しようとする酒類業組合	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(2)	連合会若しくは、(1) 以外の酒類業組合で一的都道府県の区域又は一的都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(3)	(1) 及び (2) 以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長)

3 この申請書には、定款、役員たるべき者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面、酒類業組合（連合会、中央会）を代表すべき理事の氏名を記載した書面、数人の理事が共同して酒類業組合（連合会、中央会）を代表すべきことを定めたときは、その旨を記載した書面、組合員（会員）たるべき者の名簿、初年度の収支見積書、合併の理由及び経過を記載した書面、法第 55 条第 1 項の総会又は第 56 条第 2 項の創立総会の議事録の謄本、酒類業組合（連合会、中央会）の代表者を複数名として定めた場合には、その旨を記載した書類並びに合併契約書を提出してください。

4 組合の資格に係る酒類の品目を異にする酒造組合又は販売業の業態を異にする酒販組合が合併しようとする場合においては、原則として、組合法第 9 条《組合員の資格》第 2 項ただし書又は第 4 項ただし書の規定による所轄官庁の認可を受けた後でなければ合併の認可を申請することはできません。

5 酒類業組合（連合会、中央会）が、合併によりその地区を税務署の管轄区域と異なる地区とする場合は、原則として、酒類業組合法第 7 条《組合の地区》の規定による所轄官庁の認可を受けた後でなければ、合併の認可を申請することはできません。